

資 料

(地方税源に影響を及ぼす近年の税制改正について)

令和2年8月19日
横浜市財政局

目次

- 1 これまでの税制改正の概要とその影響額
- 2 本市の市税収入等の推移
- 3 地方法人課税の改正に係る国の考え

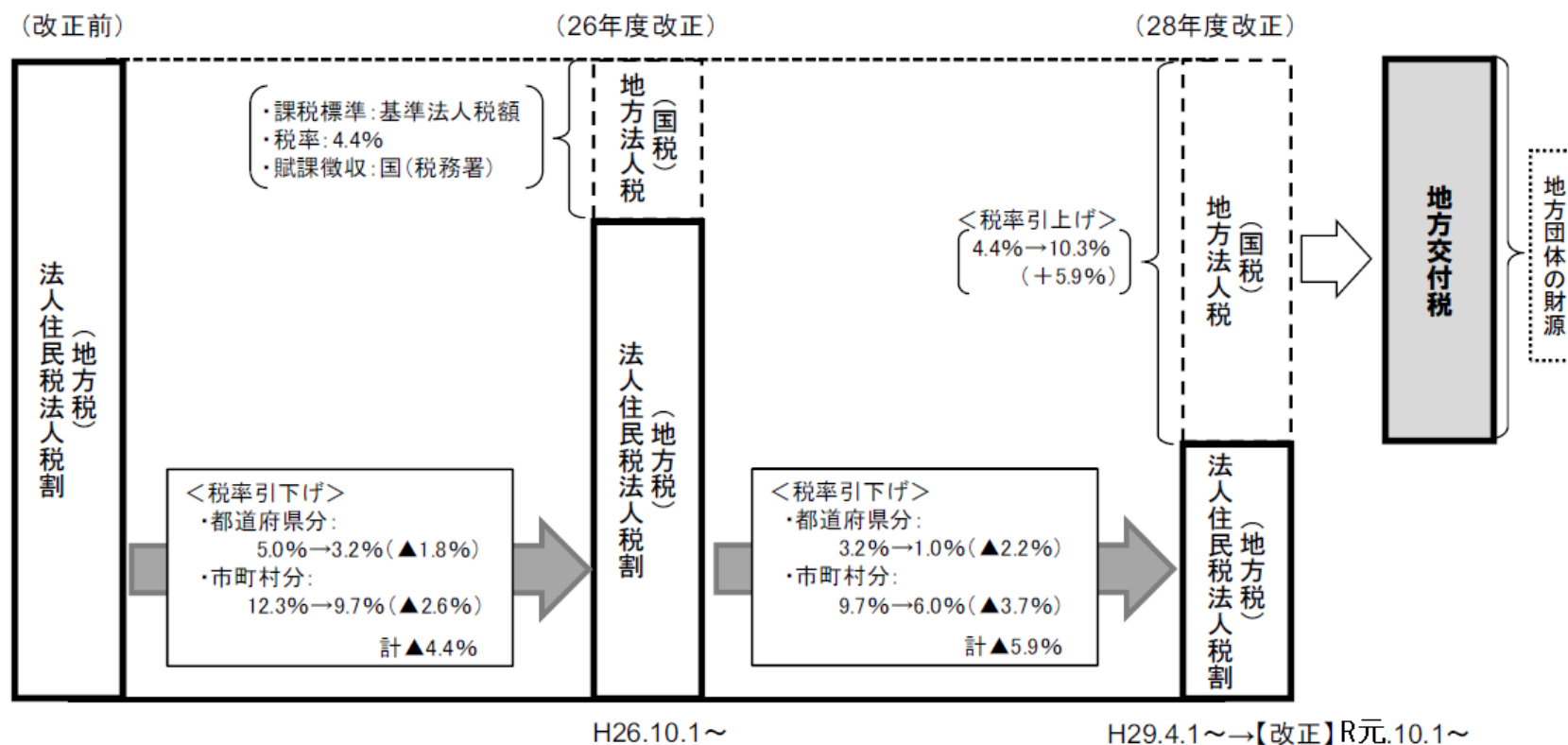
1 これまでの税制改正の概要とその影響額

これまでの税制改正の概要

- 平成20年度税制改正
- ・ 地方法人特別税・譲与税の創設
 - ・ ふるさと納税の創設
- 平成26年度税制改正
- ・ 法人市民税法人税割の一部国税化
(地方法人税創設による地方交付税原資化)
 - ・ 地方法人特別税の税率引下げ
- 平成27年度税制改正
- ・ 法人実効税率の引下げ (34.62%→31.33%)
 - ・ ふるさと納税の特例控除額の拡充
- 平成28年度税制改正
- ・ 法人実効税率の引下げ (31.33%→29.74%)
 - ・ 企業版ふるさと納税の創設
- ※ 令和元年10月1日施行
- ・ 法人市民税法人税割の更なる一部国税化
(地方法人税の税率引上げ)
 - ・ 法人事業税交付金の創設
 - ・ 地方法人特別税・譲与税の廃止
- 令和元年度税制改正
- ・ 特別法人事業税・譲与税の創設
 - ・ 森林環境税・譲与税の創設
- 令和2年度税制改正
- ・ 企業版ふるさと納税の税額控除額の拡充

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込全額を地方交付税原資化



(出典) 総務省作成資料

法人事業税交付金の概要（令和元年度税制改正後）

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。
（平成29年4月1日～→【改正】令和元年10月1日～）

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の7.7（市町村分の法人住民税法人税割の引下げ（2%）相当分）

※ 令和元年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、令和2年度に交付すべき交付金と併せて、令和2年度中にまとめて交付。

※ 2年度の交付率は100分の3.4。

※ 特別法人事業税の創設に伴い、交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の5.4→100分の7.7に引上げ。

（令和元年度税制改正）

※ 交付金の算定基礎となる法人事業税額から超過課税分を除く。（令和元年度改正）

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

令和2年度：法人税割額

令和3年度：2/3…法人税割額 1/3…従業者数

令和4年度：1/3…法人税割額 2/3…従業者数

3. 交付時期

年3回：8月（前年度3月から7月までの間の収入分）

12月（8月から11月までの間の収入分）

3月（12月から2月までの間の収入分）

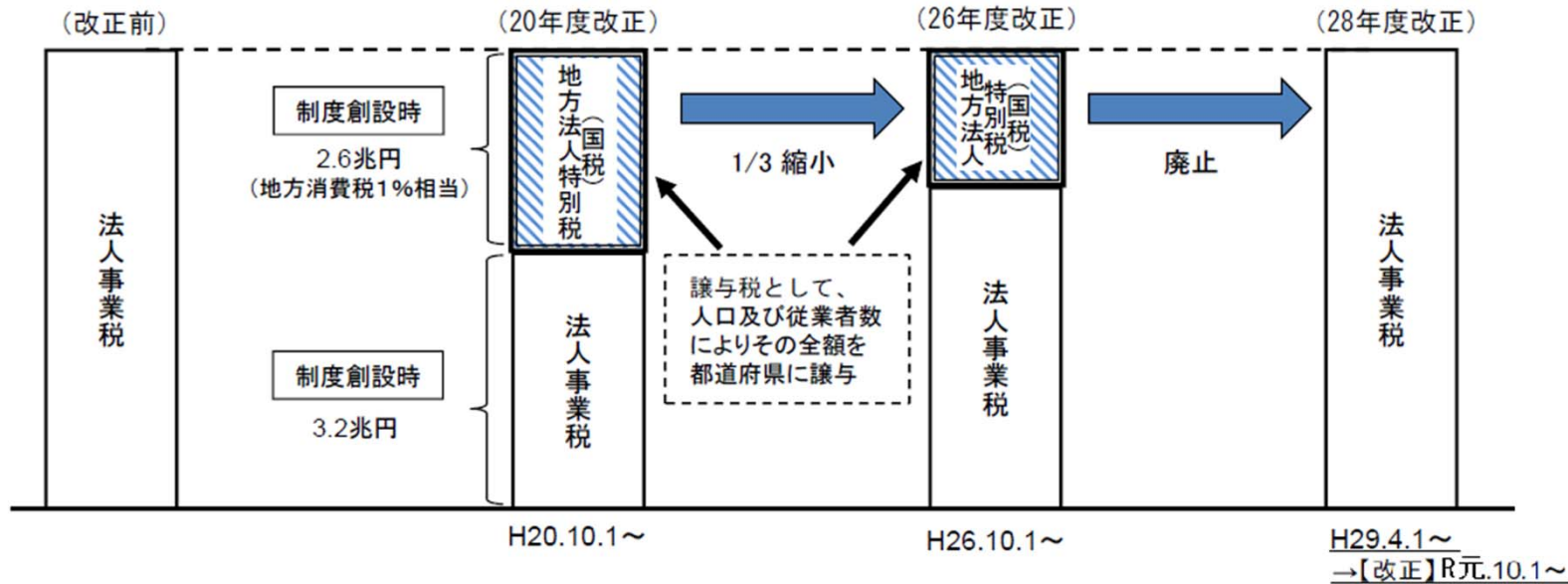
地方法人特別税・譲与税の概要

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用



平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元
※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用



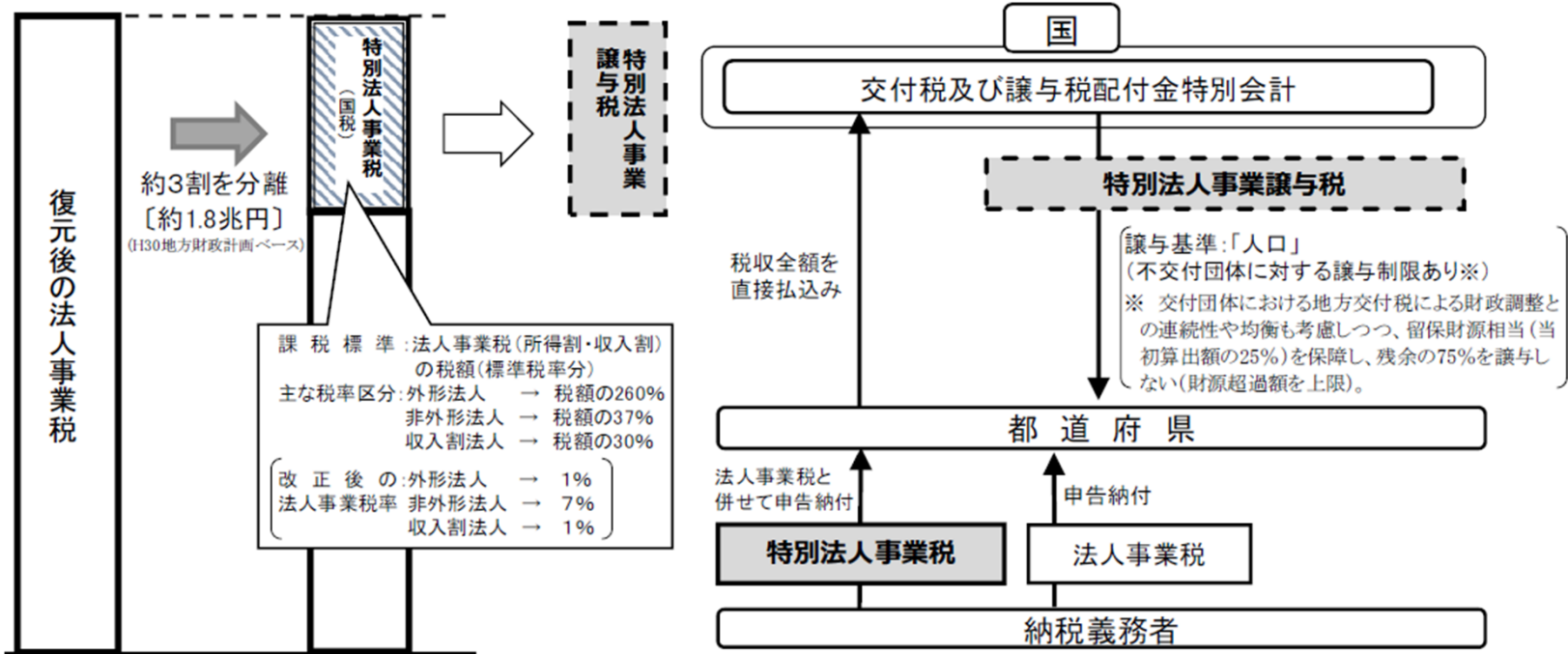
地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

特別法人事業税・譲与税の概要

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。(令和元年10月1日から施行)

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



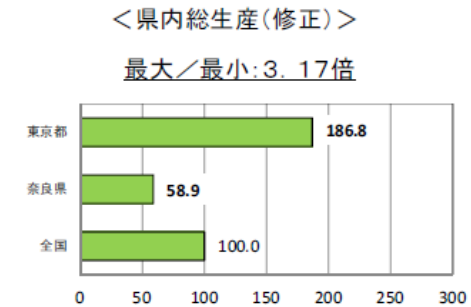
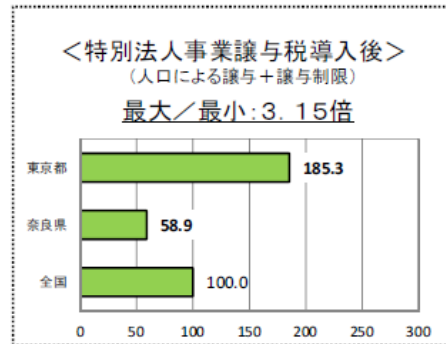
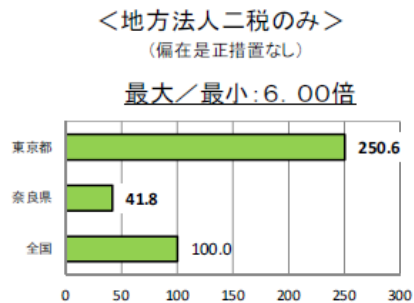
<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
 - 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
 - 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

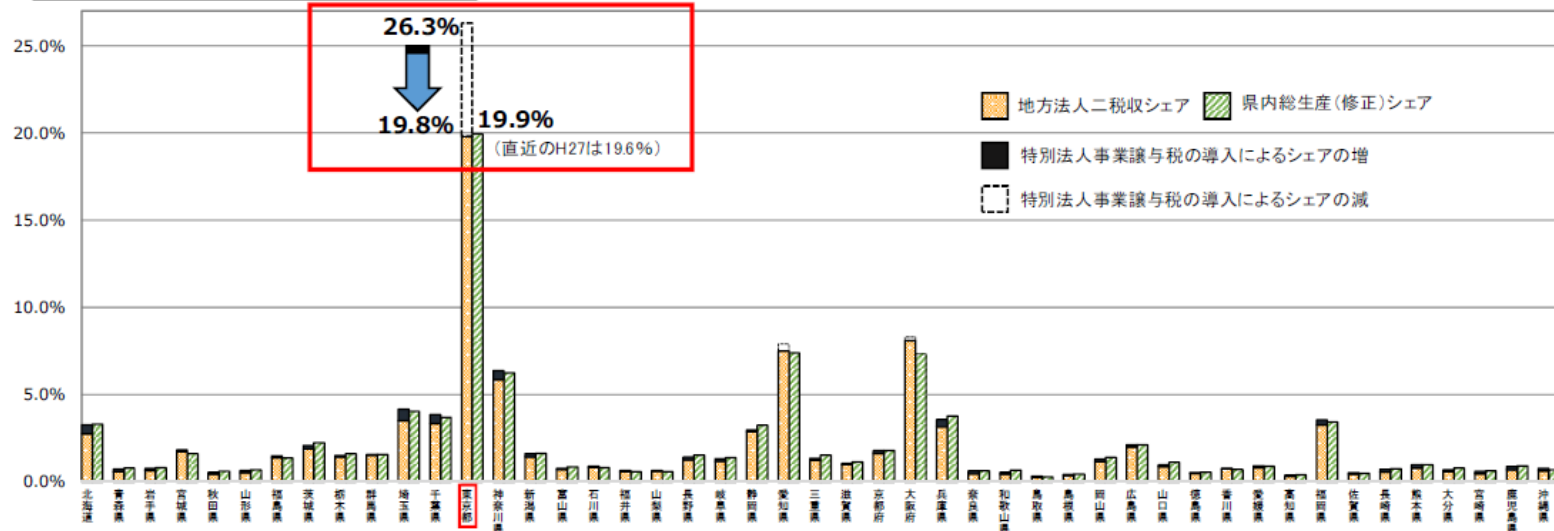
特別法人事業税・譲与税の効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小



全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

法人実効税率の引下げの概要

平成27年度税制改正の概要

○税制改正大綱（抜粋）

平成27年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させる。

（中略）

さらに、引き続き、平成28年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく。

平成28年度税制改正の概要

○税制改正大綱（抜粋）

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割（地方法人特別税を含む）の標準税率を（平成27年度6.0%）を、平成28年度に3.6%に引き下げる。

<税制改正に伴う法人実効税率の推移>

（単位：％）

	（参考） 27改正前の税率		27.4.1以後に 開始する事業年度		28.4.1以後に 開始する事業年度		30.4.1以後に 開始する事業年度		元.10.1以後に 開始する事業年度	
	実効 税率	表面 税率	実効 税率	表面 税率	実効 税率	表面 税率	実効 税率	表面 税率	実効 税率	表面 税率
合計	34.62		32.11		29.97		29.74		29.74	
国税	27.54		26.27		26.38		26.18		27.21	
法人税	23.79	25.5	22.55	23.9	22.59	23.4	22.39	23.2	22.39	23.2
地方法人特別税	2.70	67.4	2.73	93.5	2.80	414.2	2.80	414.2		
特別法人事業税									2.51	260
地方法人税	1.05	4.4	0.99	4.4	0.99	4.4	0.99	4.4	2.31	10.3
県税	4.77		3.65		1.40		1.40		1.19	
法人事業税	4.01	4.3	2.92	3.1	0.68	0.7	0.68	0.7	0.97	1.0
法人県民税	0.76	3.2	0.72	3.2	0.72	3.2	0.72	3.2	0.22	1.0
市税										
法人市民税	2.31	9.7	2.19	9.7	2.19	9.7	2.17	9.7	1.34	6.0

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の導入（平成28年度）

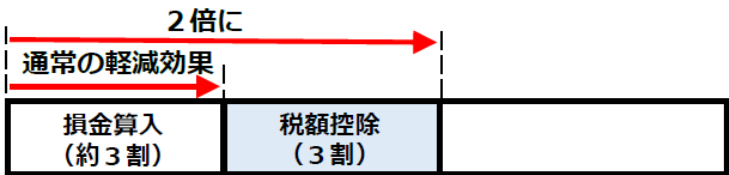
志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から令和元年度までの特例措置）
 ⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

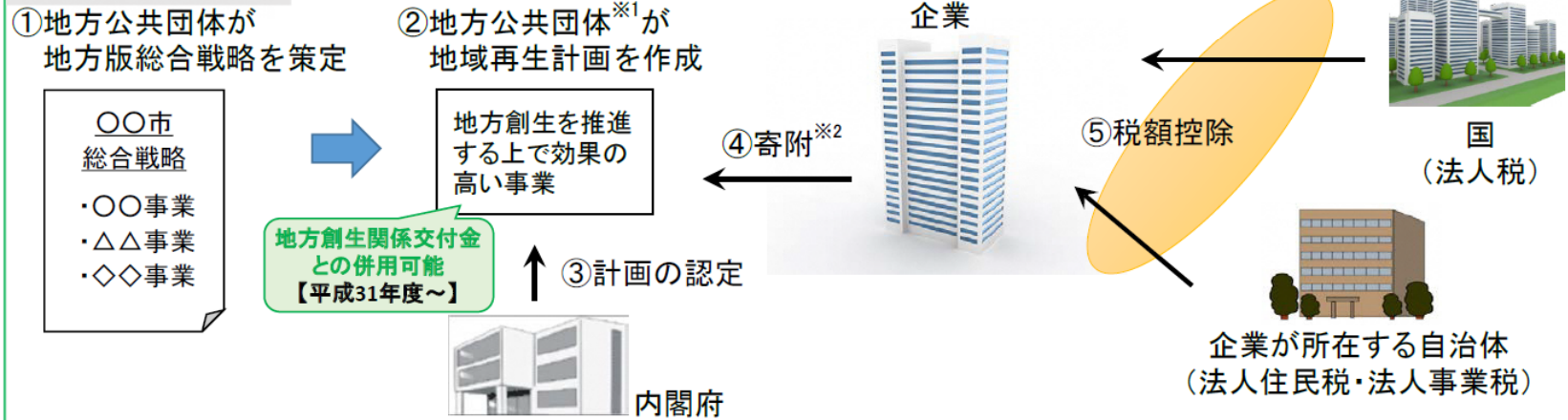
- 企業が寄附しやすいように
 - ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
 - ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- 寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

地方公共団体が設置した**基金の積立**に寄附金を充てることにより、
 複数年度間で**事業費と寄附額の調整が可能** 【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



制度活用の流れ



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

**認定実績（令和元年度第3回認定後） 676事業 総事業費1,344億円 40道府県388市町村
 年3回（平成30年度は、7月、11月、3月）認定**

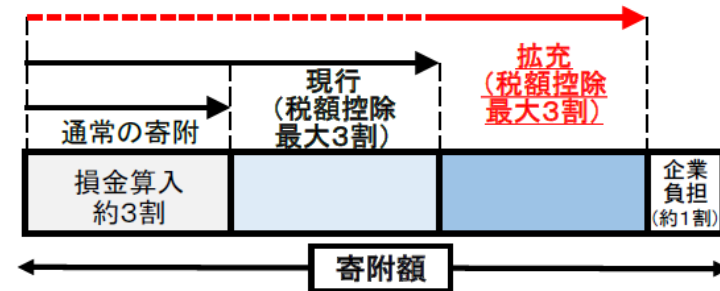
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充（令和2年度）

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

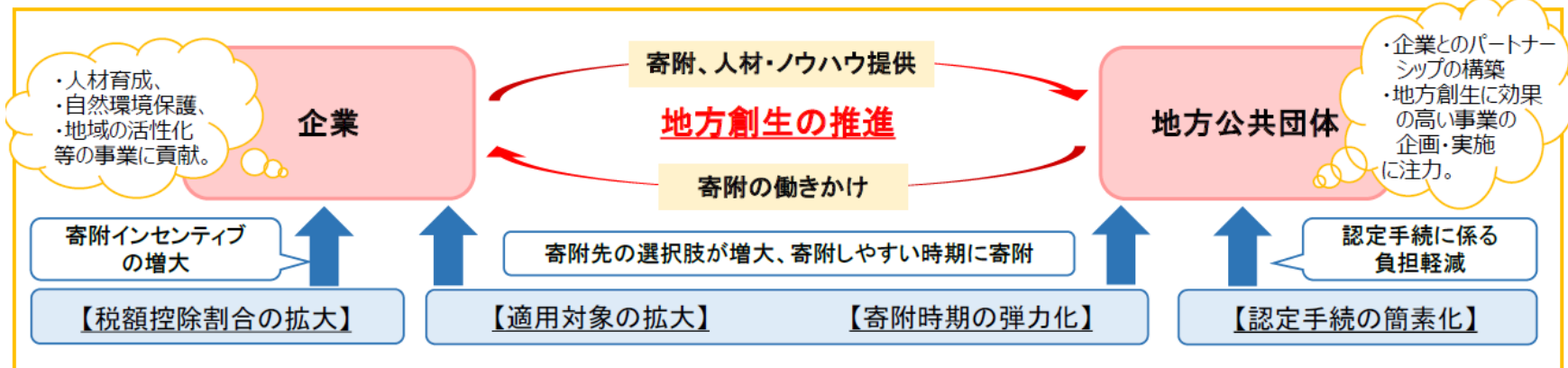
改正のポイント

- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長**する。
- 税額控除の割合を**現行の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）**に
- 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
- 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
- 地域再生計画の認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減



（出典）内閣府 企業版ふるさと納税ポータルサイト

ふるさと納税の概要

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



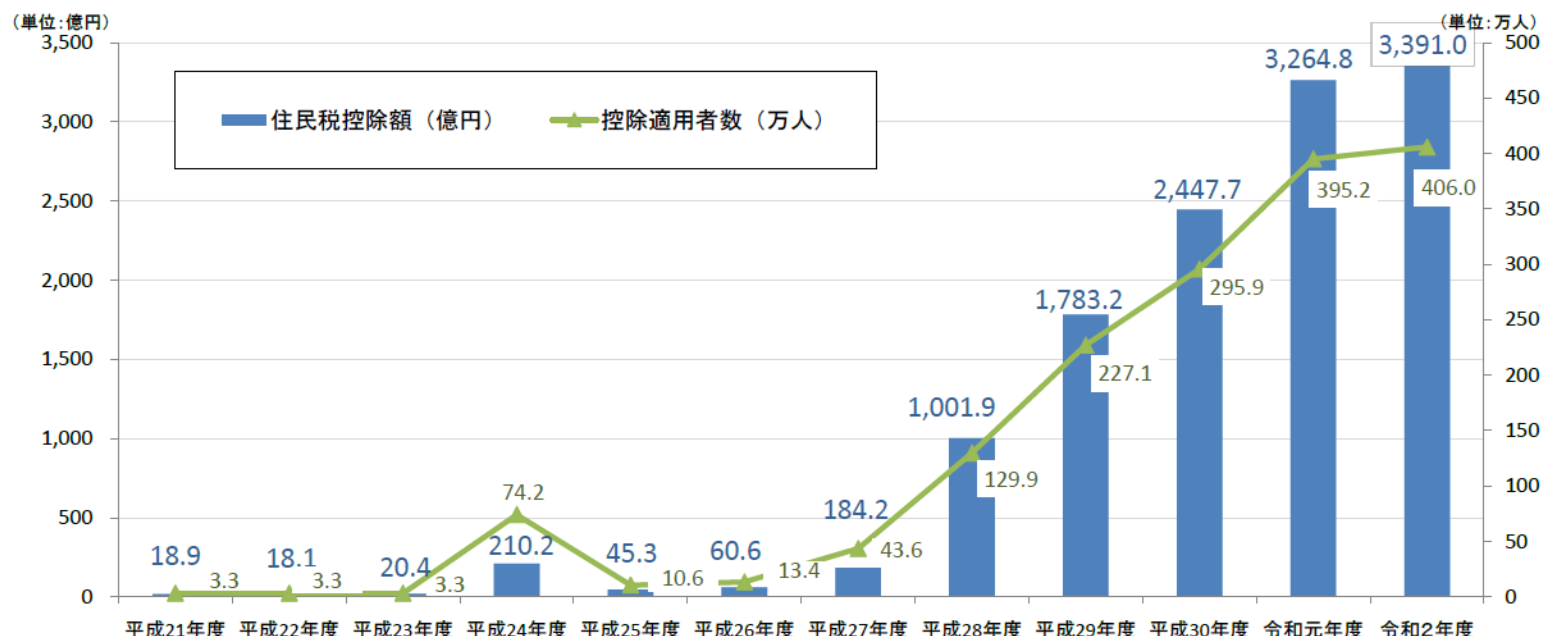
- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

(出典) 総務省 ふるさと納税ポータルサイト

ふるさと納税に係る住民税控除額等の推移

<全国計>

○令和2年度課税における控除額は約3,391億円（対前年度比約1.04倍）、控除適用者数は約406万人（同：約1.03倍）。



平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度
 ※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和2年度については、平成31年1月1日～令和元年12月31日の間)のふるさと納税に係る各年度の控除の適用状況である。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。
 ※ 平成30年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和元年度及び令和2年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

(出典) 総務省 ふるさと納税ポータルサイト

<横浜市>

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
前年中の寄附者数(人)	882	2,601	1,118	39,631	5,431	6,719	21,914	64,980	115,346	148,227	194,310	200,843
前年中の寄附額(億円)	0.9	1.7	1.3	24.3	4.4	5.9	18.7	73.4	133.4	179.3	236.0	245.3
税額控除額(億円)	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 5.9	▲ 1.2	▲ 1.7	▲ 5.7	▲ 31.5	▲ 57.1	▲ 103.8	▲ 136.8	▲ 144.7
税収影響額(億円)	—	—	—	▲ 5	▲ 1	▲ 2	▲ 5	▲ 28	▲ 53	▲ 97	▲ 131	▲ 151

※令和2年度にかかる税収影響額は、当初見込額。

※個人市民税は前年中の所得に対して課税されるため、寄附金控除額も前年中の寄附金額から算出される。

※本市在住の方が行った寄附のうち、地方自治体への寄附による個人市民税寄附金税額控除(ふるさと納税)の対象となった寄附金額及び税額控除額。本市への寄附も含む。

(参考) 令和2年度課税における寄附金税額控除
(市区町村のうち控除額の多い20団体)

(単位:百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	14,466	200,843
愛知県	名古屋市	8,592	110,916
大阪府	大阪市	7,146	113,402
神奈川県	川崎市	6,371	95,471
東京都	世田谷区	4,931	66,753
兵庫県	神戸市	4,326	66,295
埼玉県	さいたま市	4,110	60,719
京都府	京都市	4,051	59,581
福岡県	福岡市	4,009	59,716
北海道	札幌市	3,909	64,123
千葉県	千葉市	3,488	38,629
東京都	港区	3,324	28,447
東京都	渋谷区	2,653	23,875
東京都	江東区	2,575	43,523
東京都	大田区	2,572	46,513
東京都	杉並区	2,485	40,782
広島県	広島市	2,480	39,020
東京都	品川区	2,443	38,742
東京都	練馬区	2,296	43,356
東京都	目黒区	2,172	27,097

森林環境税・譲与税についての概要

1. 森林環境税の創設 [令和6年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して
課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の
譲与税特別会計に払込み

そ の 他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、
減免、納付・納入、罰則等に関して
所要の措置

2. 森林環境譲与税の創設 [令和元年度から譲与]

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村及び都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

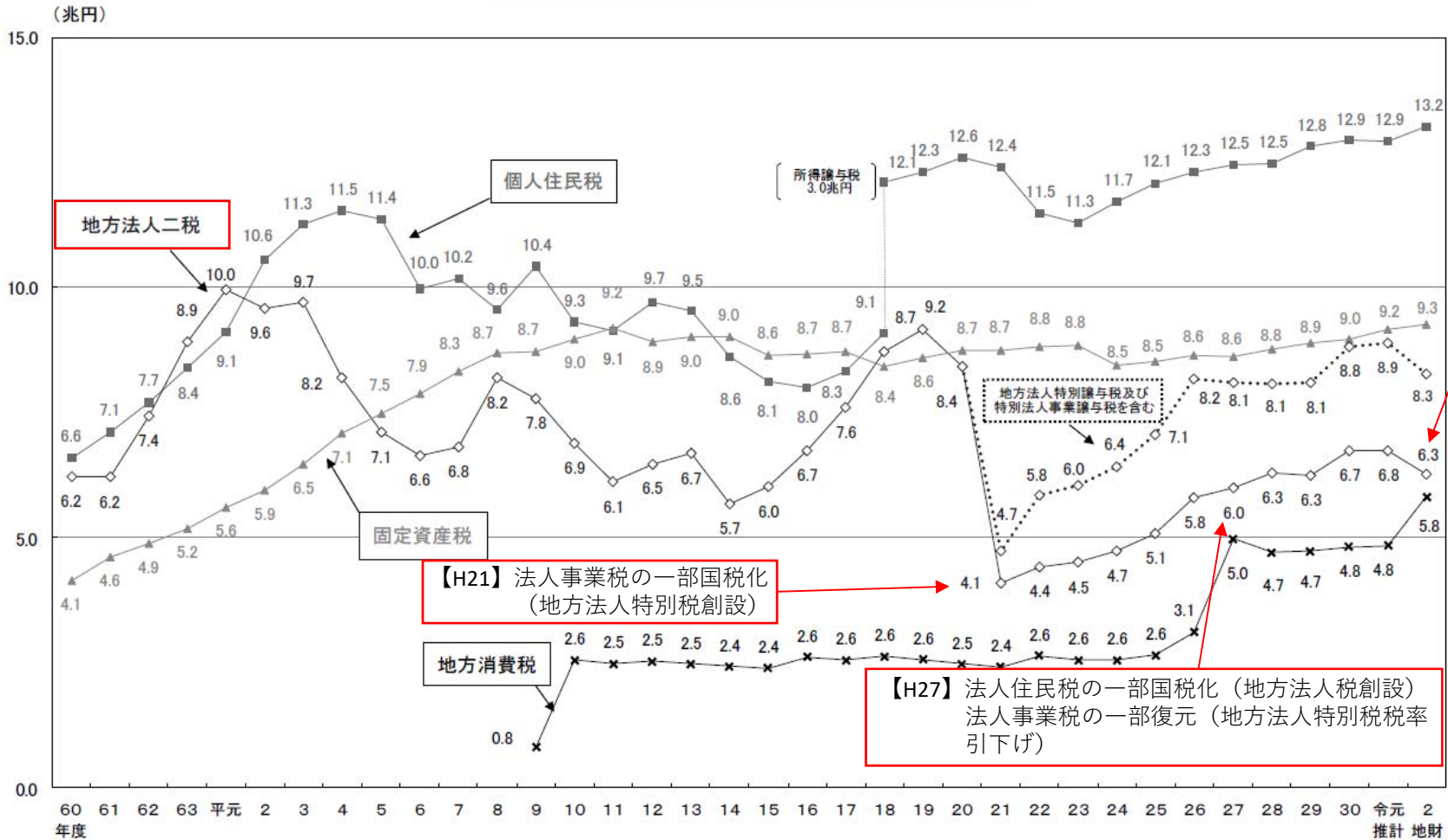
(出典) 総務省作成資料

<参考> 森林環境譲与税の横浜市への譲与額

○ 令和元年度(決算) 約1.4億円

○ 令和2年度(予算) 約3億円

主要税目（地方税）の税収の推移（S63～R2）



- (注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2. 平成30年度までは決算額、令和元年度は推計額(R1.12時点)、2年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税(～R1)及び特別法人事業譲与税(R2～)を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.2兆円、(㉜) 2.0兆円
 4. 地方法人二税の令和2年度収入見込額には、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大の影響(▲0.5兆円)を含む。

【R2】 地方法人特別税廃止・特別法人事業税創設
 法人住民税の更なる国税化(地方法人特別税率引上げ)

これまでの改正による本市への影響額

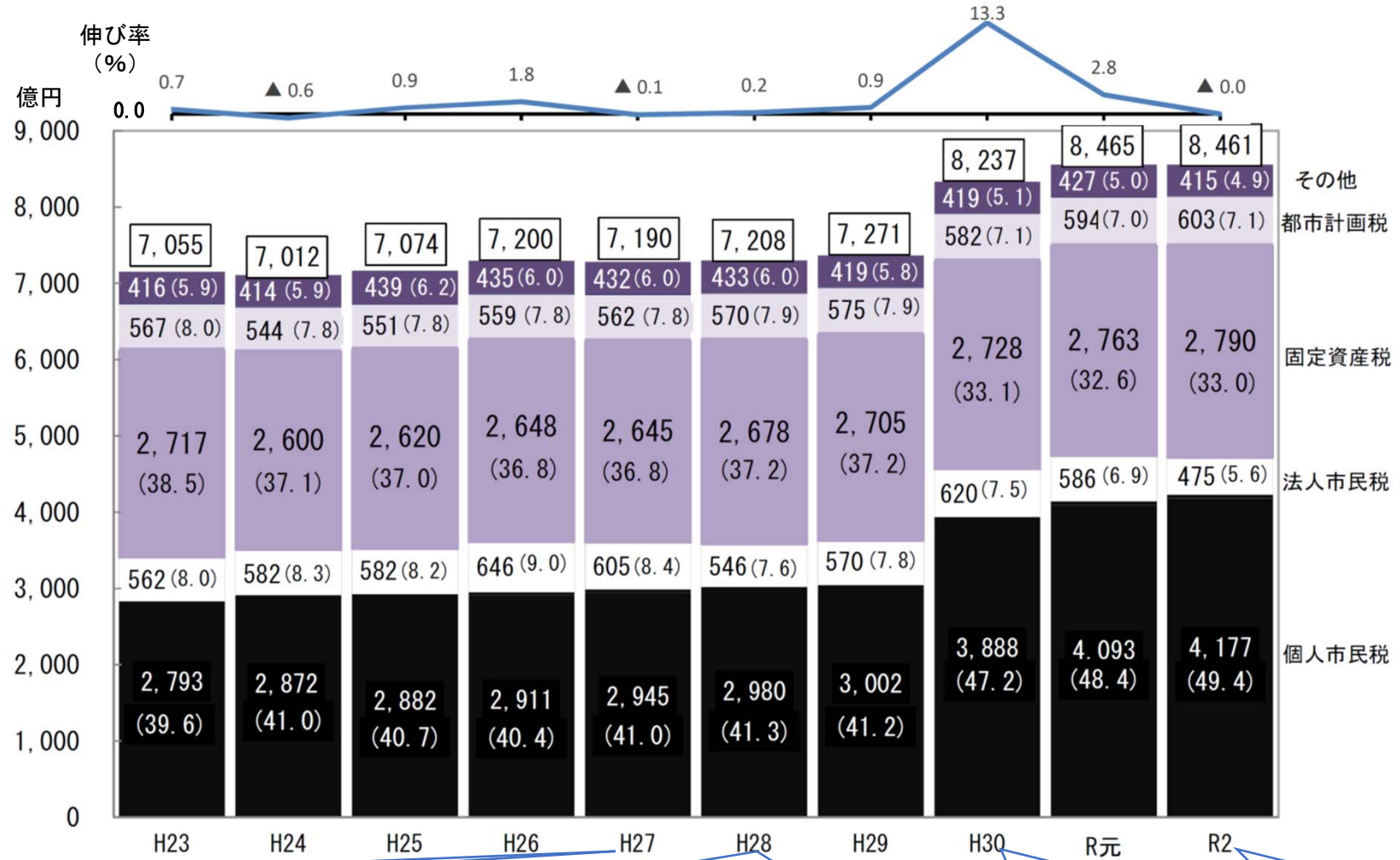
＜改正項目別の横浜市税収への影響額＞

改正項目	影響額
法人住民税の一部国税化 (法人税割の税率引下げ)	≪平成26年度改正によるもの≫ 約▲102億円 ※平成27年度から影響 ≪平成28年度改正によるもの≫ 約▲150億円 ※令和2年度から影響
法人実効税率の引下げ	約▲21億円 ※平成28年度から影響
法人事業税交付金の創設	約80億円 ※令和2年度から影響
ふるさと納税による税収影響額	約▲151億円 ※令和2年度予算における見込額

※影響額は、単年度（平年度ベース）の数値

2 本市の市税収入等の推移

税目別市税収入の推移（県費分を含む）



【法人市民税】
一部国税化による税率引下げ（▲56億円）

【法人市民税】
○ 一部国税化による税率引下げの平年度化（▲46億円）
○ 法人実効税率の引下げ（▲21億円）

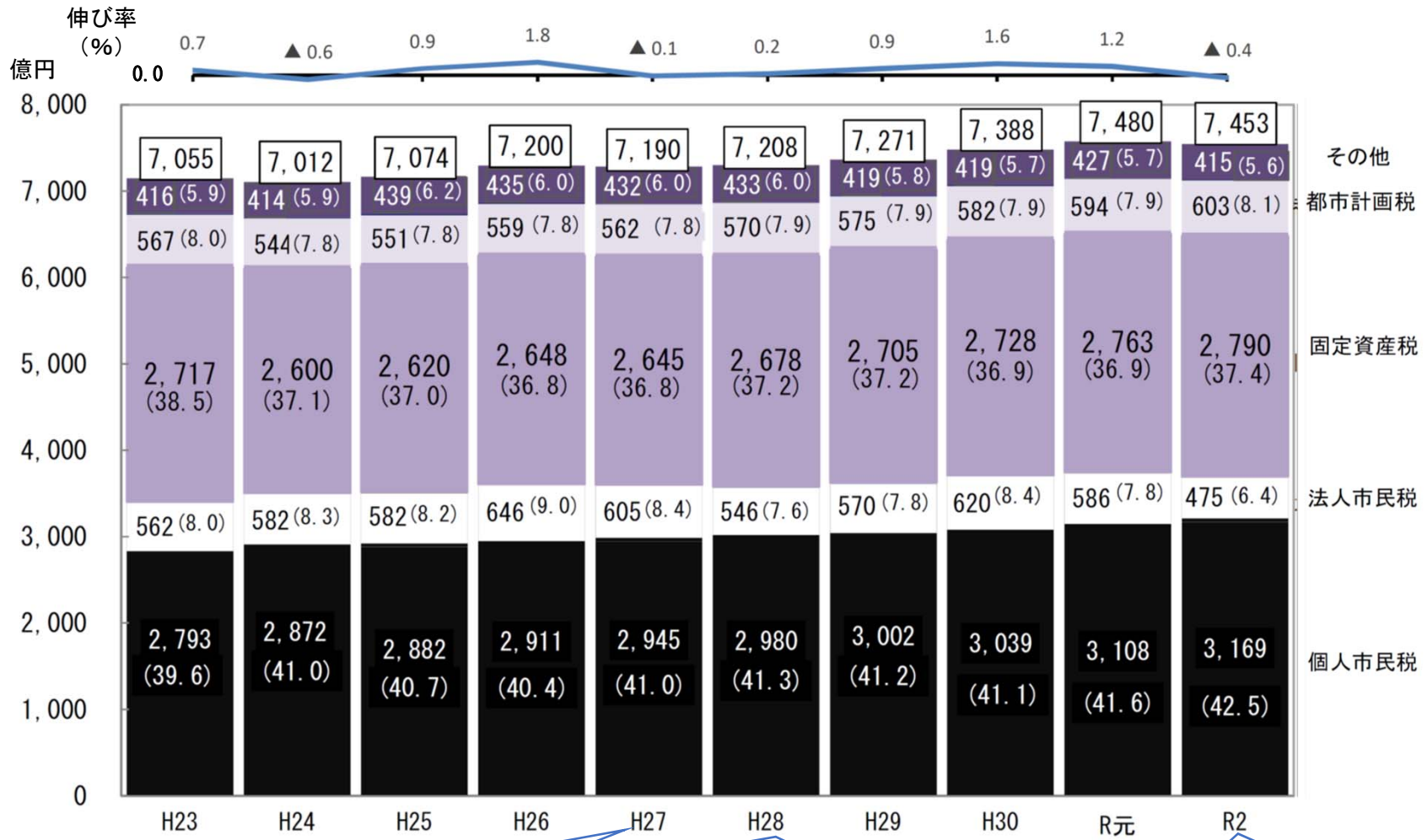
【個人市民税】
県費負担教職員の本市移管に伴う税源移譲（+849億円）

【法人市民税】
一部国税化による税率引下げ（▲70億円）

注1：数値は令和元年度までは決算額、令和2年度は当初実収見込額です。

注2：（ ）数値は構成比です。

税目別市税収入の推移（県費分を除く）



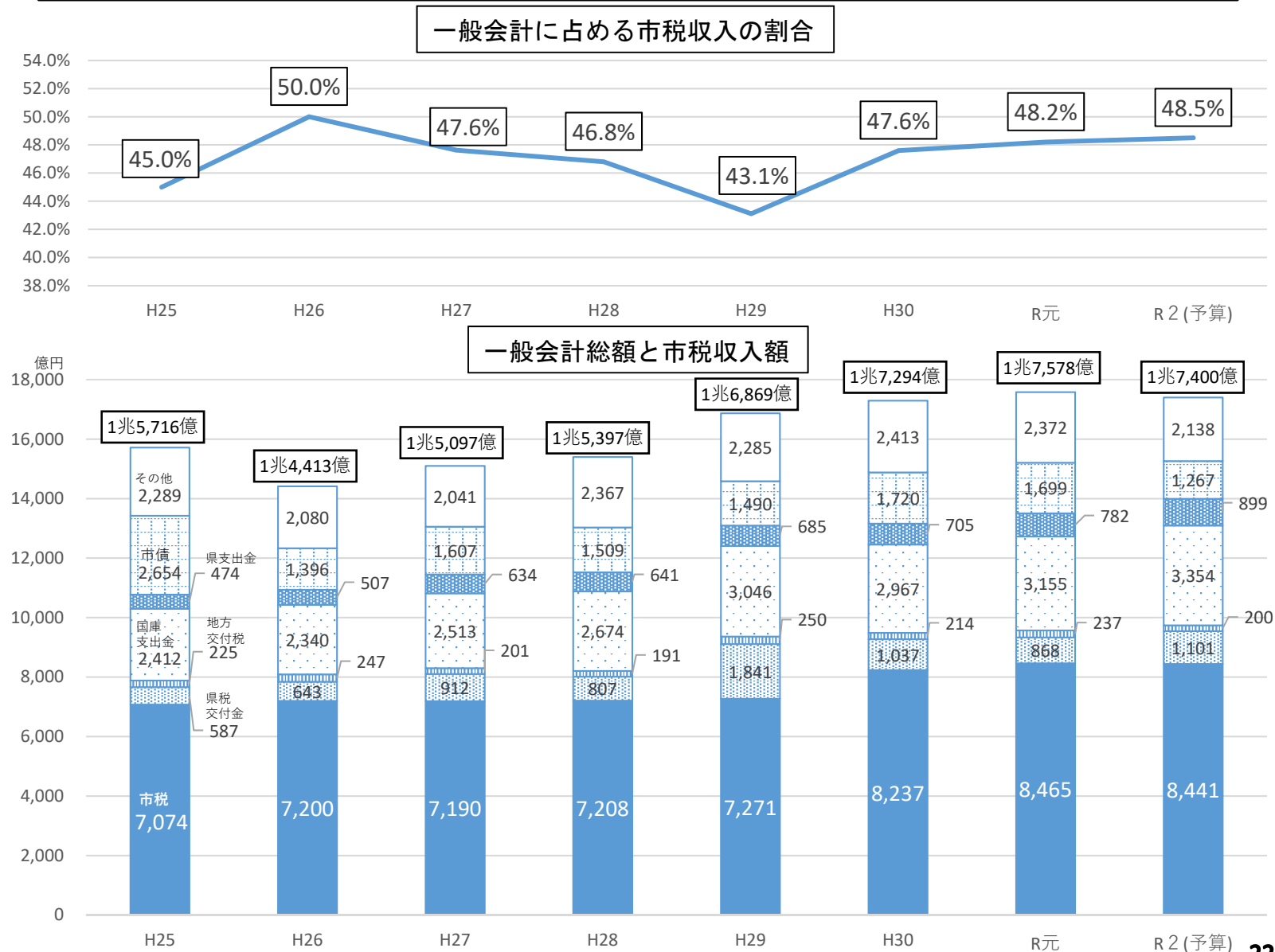
【法人市民税】
 一部国税化による税率引下げ (▲56億円)

【法人市民税】
 ○ 一部国税化による税率引下げの平年度化 (▲46億円)
 ○ 法人実効税率の引下げ (▲21億円)

【法人市民税】
 一部国税化による税率引下げ (▲70億円)

注1：数値は令和元年度までは決算額、令和2年度は当初実収見込額です。
 注2：（ ）数値は構成比です。

一般会計における市税収入の割合の推移

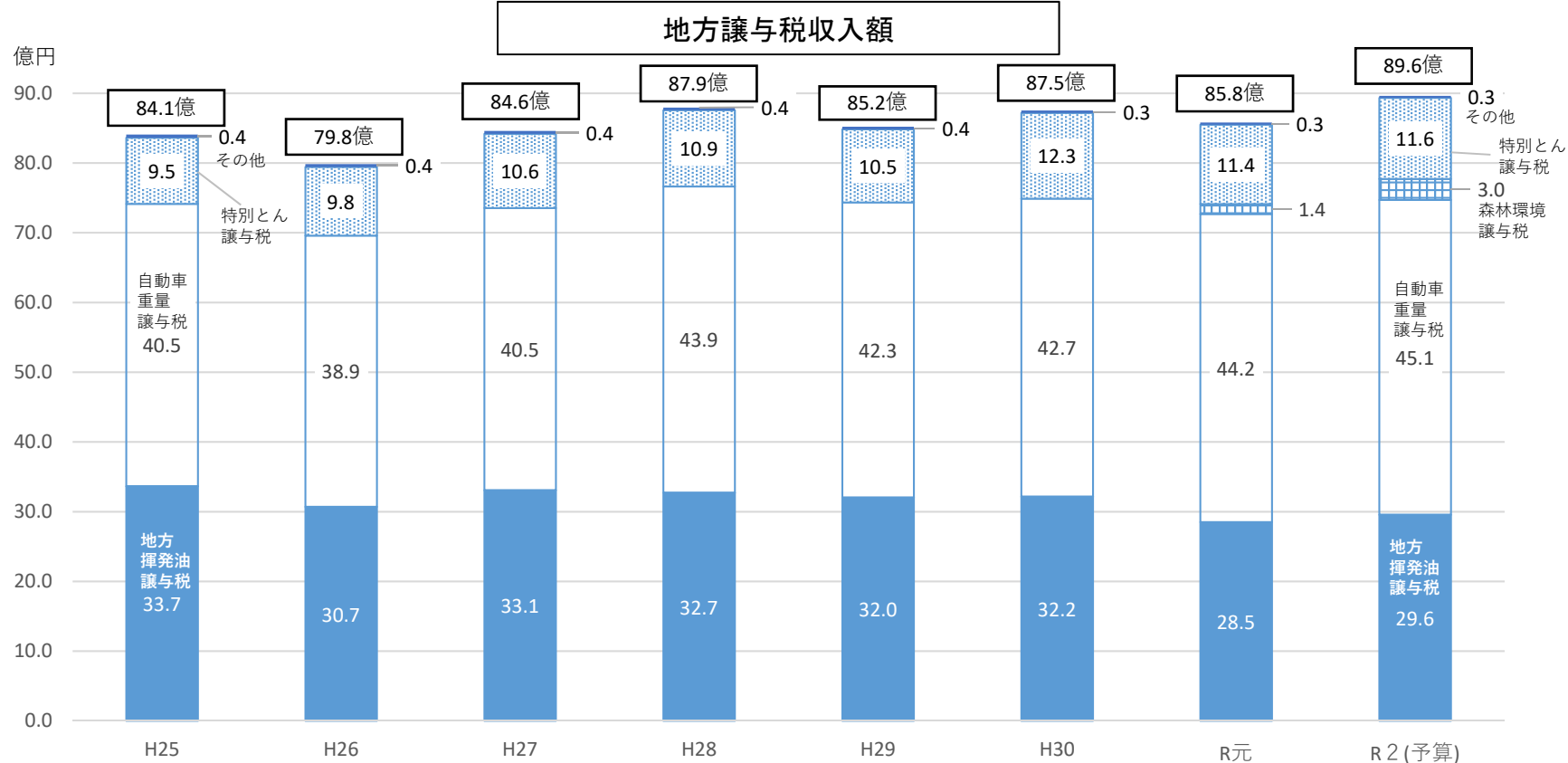
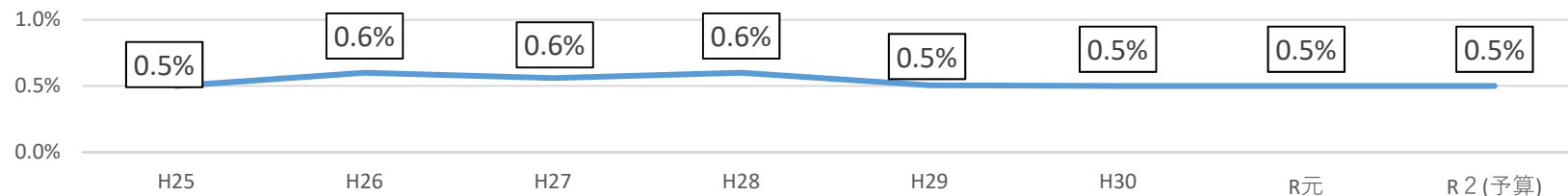


注1：令和元年度までは決算額、令和2年度は当初予算額です。

注2：当初予算額については、年度途中の補正予算の財源として、実収見込額から20億円を留保した額を予算計上しています。

本市における地方譲与税収入の推移

一般会計に占める地方譲与税収入の割合



注：令和元年度までは決算額、令和2年度は当初予算額です。

3 地方法人課税の改正に係る国の考え

地方法人課税のあり方等に関する検討会 報告書（平成25年11月）

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割→都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割→外形標準課税の拡充（付加価値割の充実等）を目指すべき。
- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。

地方法人課税に関する検討会 報告書（平成30年11月）

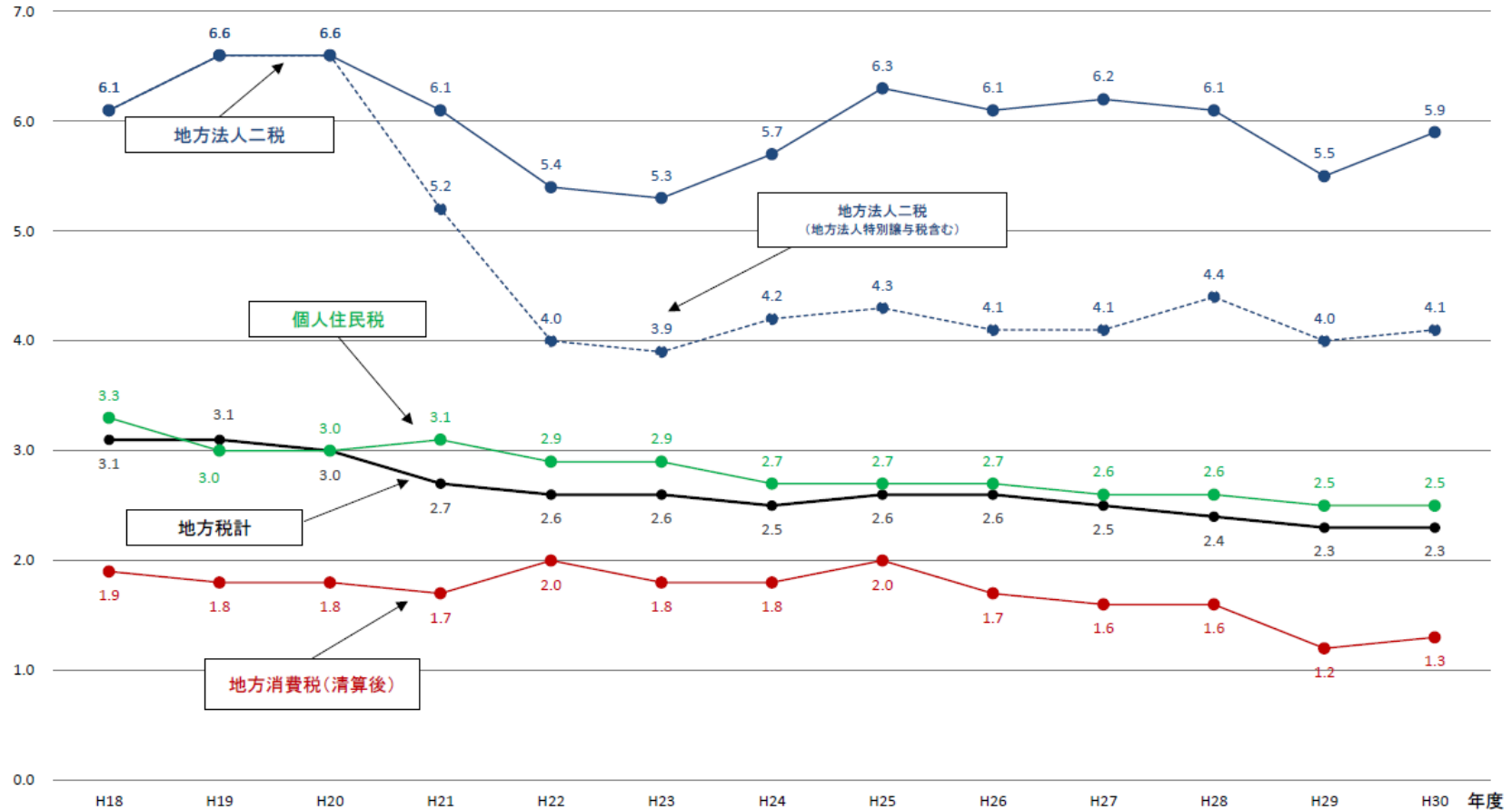
- 地方交付税による税源調整機能は、不交付団体の超過財源には及ばないため、地方交付税制度のみで地域間の財政力格差を解消することは困難。
- 地方税と地方交付税を中心としつつ、補完的に地方譲与税を適切に組み合わせることなどにより、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要。
- 譲与税化と交付税原資化のいずれの場合にも、地方税財源としての性格を明確にしてきているが、地方税の一部を譲与税化したものについては、より地方税に近い性格の地方財源と考えられる。
- 地方交付税は、法人事業税を対象税目とした場合に賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は不交付団体にも譲与される。

地方法人課税に関する検討会 報告書（平成30年11月）

- 地方税収は、近年、経済再生への取組等により全体として増加しており、税源の偏在是正のために地方法人特別税・譲与税制度の創設を決めた平成19、20年度当時を上回る水準となっている。そのような中、地方税財政の現状は、不交付団体と交付団体の均衡が大きく崩れ、地域間の財政力格差が拡大する状況となっている。
- 交付団体においては、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールの下、一般財源は微増に止まっている。一方で、不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、財源超過額が増嵩している。
- 地方交付税の財源調整機能は不交付団体には及ばないため、地方税、地方譲与税及び地方交付税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要である。
- 人口動態については、（中略）人口減少と急速な高齢化が進展する中、全国で東京圏に対して転出超過となっており、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況にある。

人口一人当たり税収額の偏在度の推移 (H18~H30)

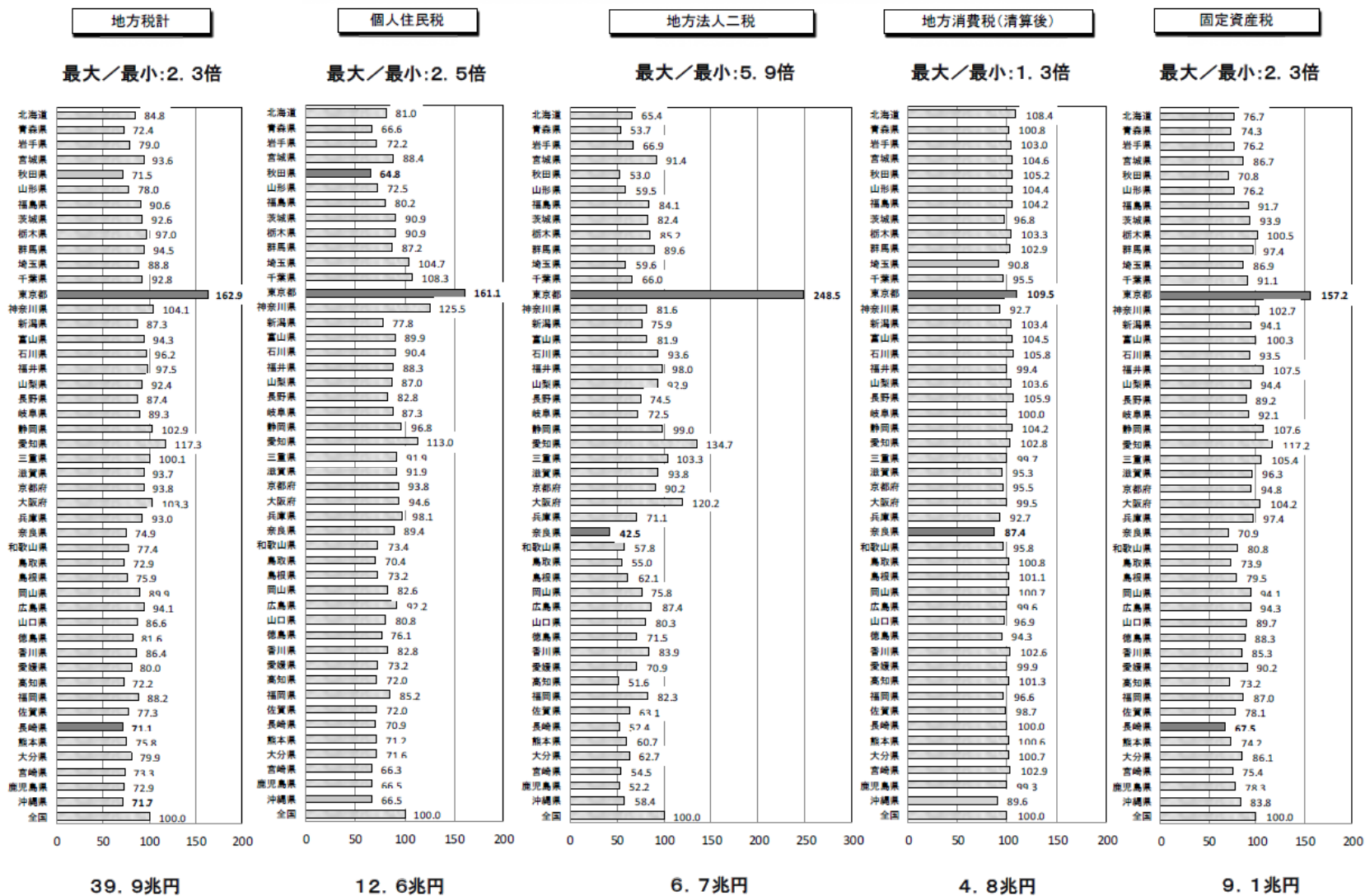
最大(東京)／最小の倍率(※)



(※) 「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税及び法定外税等を除く。)であり、人口は住民基本台帳人口(24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日)による。
 (注2) 「個人住民税」の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 (注3) 「地方法人二税」のH21以降の点線は、地方法人二税に地方法人特別譲与税を加えた額である。
 (注4) 平成28年度の「地方消費税(清算後)」は平成28年度決算における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値であり、平成29年度は平成29年度決算における清算前の税収を、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

(出典) 総務省資料

人口一人当たり税収額の偏在度の指数 (H30決算)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

(出典) 総務省資料